

特定非営利活動法人中山総合スポーツクラブ定款（抜粋）

第1章 総則

（名称）

第1条 この法人は、特定非営利活動法人中山総合スポーツクラブという。

（事務所）

第2条 この法人は、主たる事務所を東村山郡中山町いずみ2番地に置く。

第2章 目的及び事業

（目的）

第3条 この法人は、地域住民に対して生涯スポーツの振興を図るとともに、住民相互の交流をとおして地域コミュニティーの醸成や青少年の健全育成など、明るく豊かで活力に満ちあふれる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（活動の種類）

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するために、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動

（事業）

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動にかかる事業

- ① スポーツセミナー、スポーツイベントの開催に関する事業
- ② スポーツスクール、スポーツサークルの設置に関する事業
- ③ スポーツに関する各種教室・研修会の企画・運営に関する事業
- ④ 健康体力相談に関する事業
- ⑤ スポーツに関する広報活動事業
- ⑥ 委託を受ける施設の管理運営に関する事業
- ⑦ その他法人の目的達成のために必要な事業

(2) その他の事業

- ① 物品販売事業
- ② 広告掲載事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益が生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次ぎの3種とし、正会員をもって特定非営利法人活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会し、法人の活動を推進する個人及び団体
- (2) 活動会員 この法人の目的に賛同して入会し、法人の活動に参加する個人及び団体
- (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同して入会し、法人の活動を援助する個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会手続き)

第8条 この法人に入会を希望する者は、別に定める所定の手続きにより申し込むものとする。また、入会后入会申込書の記載事項に変更が生じた場合には、速やかに届け出なければならない。

(会費)

第9条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第10条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第11条 会員は、理事長が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第12条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の決議により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金の不返還)

第13条 既納の会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第14条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上12名以内

(2) 監事 2名以上

2 理事のうち、1名を理事長とし、副理事長を2名置くことができる。

3 理事のうち、専務理事及び常務理事を各1人置くことができる。

(選任等)

第15条 理事及び監事は、総会において選出する。

2 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事の互選とする。

3 役員のうち、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれてはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第16条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の業務を統括する。

5 常務理事は、理事長及び副理事長及び専務理事を補佐し、この法人の業務を分担処理する。

6 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の決議に基づき、この法人の業務を執行する。

7 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第17条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第18条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第19条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の決議により、これを解任す

ることができる。この場合、その役員に対し、決議する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- (報酬等)

第20条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(事務局及び職員)

第21条 この法人に、事務を処理するため事務局を設け、事務局長及びその他の職員を置く。

2 事務局長は、理事会の議決を経て理事長が委嘱し、職員は理事長が任免する。

3 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

以下、省略

附則

この定款の変更は、平成28年 8月17日から施行する。

附則

この定款の変更は、平成30年 5月20日から施行する。

附則

この定款の変更は、平成30年11月28日から施行する。